

令和7年5月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第2号

令和7年5月27日(火)午後3時30分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について

議案第4号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第5号 青年等就農計画の認定に係る意見について

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る「農用地利用集積に支障を生じるおそれがないことに関する調査」への意見について

5 その他

6 閉会

○出席委員

農業委員(19名)

桜沢いつみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、丸山和広委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(14名)

小林剛委員、中山喜正委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、神田満委員、清野澄夫委員、高山弥委員

○欠席委員

竹前博文委員、宮崎喜久雄委員、大原善彦委員、北沢公司委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長 佐々木 篤博

〃 事務局長補佐 芋川 隆志

〃 事務局 矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 3 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 7 年 5 月総会をはじめさせていただきます。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 14 名であります。なお、本日欠席の方でご連絡をいただいております委員を申し上げます。農業委員 16 番 竹前博文委員、農地利用最適化推進委員 延徳地区 宮崎喜久雄委員、倭地区 大原善彦委員、豊田地区 北沢公司委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 11 番芋川一浩委員、12 番丸山和弘委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。事前に 9 番 大澤操委員からは関連ある議案がある旨の連絡がございました。該当案件の審議の際は、退席願います。

事務局 (芋川局長補佐)

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。事務局から議案説明をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、江部、〇〇〇〇、江部、〇〇〇〇、江部〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 514 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、金井、〇〇〇〇、竹原、〇〇〇〇、金井〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 1272 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 3 番、小田中、〇〇〇〇、小田中、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、畑、1480 平方メートル、経営移譲のため

番号 4 番、永江、〇〇〇〇、永江、〇〇〇〇、穴田〇〇〇〇、畑、外

1筆、総面積 908 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 5 番、上今井、〇〇〇〇、東京都練馬区、〇〇〇〇、上今井〇〇〇〇、畑、559 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 6 番、豊津、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、406 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 7 番、飯山市、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、707 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 8 番、一本木、〇〇〇〇、東山、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、田、外 5 筆、総面積 3284 平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号 1 番から番号 8 番までの案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第 1 号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第 1 号を原案のとおり許可することに決しました。

事務局（芋川局長補佐）

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明につきましては、申請者、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号 1 番 厚貝、〇〇〇〇、厚貝〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 478 平方メートル、住宅敷地

現在アパートに妻と子供の三人で生活していますが、実家の隣の休耕地に住宅を新築したい。

2 種農地 法 5-②-II（消極的 2 種）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを議題とします。なお、番号61番から62番は、大澤操委員が、が関係する案件であるため、先に審議いたします。

（大澤操委員 退席）

それでは、議案第3号のうち、番号61番から62番を審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
（説明）

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者におかれましても満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号61番から62番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。議案第3号番号61番から62については「意見なし」とすることに決しました。

（大澤操委員 入室）

次に、議案第4号 番号1番から60番、63番から67番を対象として審議します事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

（説明）

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号1番から60番及び番号63番から67番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第4号番号1番から60番及び番号63番から67番については「意見なし」とすることに決しました。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）

以上については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等をいずれの者におかれましても満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、計画の策定を要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第5号について計画の策定を要請とすることに決しました。

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）

以上になります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第6号は意見なしとすることに決しました。

議案第7号 青年等就農計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

議案第7号 青年等就農計画の認定に係る意見について
（説明）

以上になります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

議案第7号について、意見なしということに賛成委員の挙手を求めます。挙手全員でありますので、議案第7号につきましては意見無しとすることに決めます。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（佐々木局長）

増田会長、お疲れさまでした。続いて日程5 その他に進みます。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 2 時 20 分 閉会)

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 芋川 一浩

署名委員 丸山 和弘